

# スマートフォンでかんたん納税

☎ 収納課 963-9141

12月15日(火)からスマートフォン決済アプリ「モバイルレジ」、「LINE Pay請求書支払い」、「PayPay請求書払い」を利用しての納付が可能になります。金融機関やコンビニエンスストアへ出向くことなくスマートフォンを操作するだけで、24時間365日、自宅などで市税・国民健康保険税の納付ができます。なお、令和3年(2021年)2月には、クレジットカードで決済できる「モバイルレジクレジット」(別途決済手数料がかかります)も利用できるようになる予定です。

■利用できる税目：市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税

■納付に必要なもの：バーコードが印刷された納付書、スマートフォン(フィーチャーフォンやガラケーと称される従来型の携帯電話は不可)

■納付方法：スマートフォンで各アプリを起動して、納付書に印刷されたバーコードをカメラで読み取ってください

 モバイルレジ モバイルレジ	インターネットバンキングを利用して納付ができるサービス。あらかじめ「モバイルレジ」アプリのダウンロード(無料)とモバイルレジに対応している金融機関のインターネットバンキングの利用申し込みが必要となります。詳しくは右記の二次元コードのサイトへ。アプリのダウンロードもできます	
 LINE Pay 請求書支払い LINE Pay 請求書支払い	「LINE Pay」または「PayPay」アプリにチャージした電子マネーで納付ができるサービス。あらかじめ「LINE」アプリまたは「PayPay」アプリのダウンロード(無料)と電子マネーのチャージ等が必要です。詳しくは下記の二次元コードのサイトへ。アプリのダウンロードもできます	  PayPay 請求書払い PayPay

**注意事項**

- ・バーコードが印字されていない納付書、バーコードが読み取れない納付書、納期限または使用期限を過ぎた納付書は、スマートフォン決済アプリでの納付はできません
- ・領収書は発行されません。領収書が必要な場合や、軽自動車税(種別割)の車検用納税証明書が必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納付してください
- ・金融機関等の窓口で納付書を提示し、現金の代わりにLINE PayやPayPay等で納付することはできません
- ・アプリのダウンロードや納付手続きの際、通信に必要なパケット通信料がかかります

## 継続払いは口座振替で

各スマートフォン決済アプリでの納付は納付書ごとのつど払いとなります。一度のお手続きで各種市税等を自動的かつ継続的に納付することをご希望の方は、口座振替をご利用ください。

## 市税の申告はエルタックスをご利用ください

エルタックスとは、地方税の手続きを、インターネットから行うシステムです。

■対象税目：法人市民税、事業所税、固定資産税(償却資産の申告のみ)、個人住民税(給与支払報告書の提出など)

\*ご利用の流れや手続きなどにつきましてはエルタックスホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください

☎ エルタックスヘルプデスク 0570-081459、市民税課(第三庁舎3階) 963-9144・9145、資産税課(第三庁舎3階) 963-9147

## 休日納税窓口を開きます

■日時：12/6(日)・20(日)、9:00~15:00

\*1/3(日)は開きません

■場所：収納課

■内容：市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の納付や納税相談

☎ 収納課(第二庁舎3階) 963-9142

## 市税および国民健康保険税徴収の強化月間

自主財源の確保と、納期限内に納付されている方との公平・公正性を確保するため、市税等未納者への徴収を強化しています。納期限を過ぎても納付がない場合、法律の規定に基づき、財産の差し押さえなどの処分を行っています。また、延滞金が加算されますのでご注意ください。

☎ 収納課 963-9142

令和2年度固定資産税・都市計画税の第3期、国民健康保険税の第7期の納期限は1月4日(月)です。口座振替の方は残高不足にご注意ください。

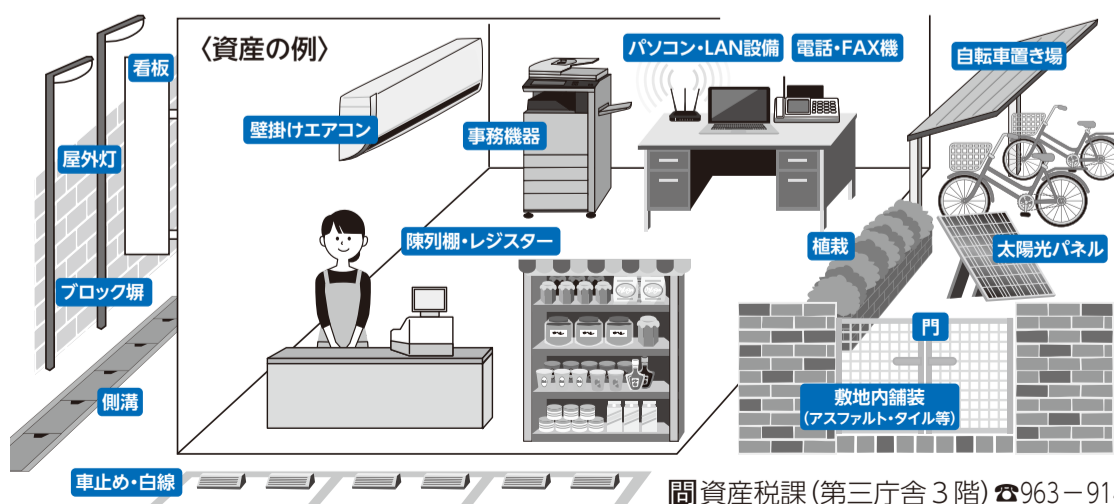
## 税・国保に関する通知を送付します

通知書類名	発送日	対象	問い合わせ先
市・県民税の納税通知書と納付書(口座振替の方には納税通知書のみ)	12/2(水)	令和2年度(2020年度)の市・県民税の年税額に変更があった方や新たに課税された方。新たにお送りする納付書でお納めください	市民税課 ☎963-9144
固定資産税・都市計画税の納税通知書と納付書(口座振替の方には納税通知書のみ)	12/7(月)	令和2年度(2020年度)の固定資産税・都市計画税に変更があった方や新たに課税された方。新たにお送りする納付書でお納めください	資産税課 ☎963-9147・9148
国民健康保険税の納税通知書と納付書(口座振替の方には納税通知書のみ)	12/14(月)	・令和2年度(2020年度)の国民健康保険税の年税額に変更があった方や新たに国民健康保険に加入した方 ・お支払い方法を特別徴収(年金からの差し引き)から口座振替に変更した方	国民健康保険課 ☎963-9146
医療費のお知らせ(令和2年7月・8月診療分)	12月上旬	医療機関等を受診された国民健康保険加入者の方 *医療費を把握し、健康管理について関心を深めましょう *再発行はできませんので、大切に保管してください	国民健康保険課 ☎963-9154

## 2月1日(月)までに提出 償却資産の申告(固定資産税)について

法人や個人が事業を営むために所有している構築物・機械・器具・備品などを償却資産と言います。土地や家屋と異なり、償却資産には登記制度がありません。そのため、令和3年(2021年)1月1日時点で、市内に償却資産を所有している方は多少にかかわらず申告してください。令和3年度申告書等を12月10日(木)に発送しますので、2月1日(月)までに資産税課へご提出ください(郵送・エルタックス可)。申告書が届かない場合はご連絡ください。申告用紙は市ホームページからも印刷できます。

~下記のような事業用資産はありませんか?~



☎ 資産税課(第三庁舎3階) 963-9147